議題３

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■　新　規　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">法務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">県民文化部　人権・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="4">**人権擁護委員制度の抜本的な改善について**</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="4">塩尻市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="4">人権擁護委員の活動負担の増大や担い手不足により、自治体による委員の候補者の確保が困難な状況となっている。今後、本制度が将来に渡って持続可能なものとなるよう、①年齢要件等の選任基準の見直し、②活動実態に見合った処遇改善（報酬制度の創設等）、③国・委員・自治体の役割分担の見直しなど、制度の抜本的な改善を要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="4">人権擁護委員は、人権擁護委員法第６条の規定に基づき法務大臣から委嘱され、地域における人権擁護の要として重要な役割を担っている。しかしながら、無報酬という立場を維持したまま、複雑化・多様化する人権擁護活動への負担を強いる現行制度は限界に達している。
さらに、昨今の定年延長や地域の担い手不足を背景に、年齢等による選出要件が、人材確保の障壁となっている。また、国の事業であるにもかかわらず、その運営や責任の多くが実質的に委員や自治体に委ねられている現状を鑑み、制度そのものの見直しが急務である。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="4">・年齢要件（新規委員68歳以下、再任委員75歳未満）が通達により基準とされているが、当該基準を満たす人材選出が困難となっている。
・人権相談等における拘束時間の長さや会議等の頻度の多さから、１期（３年）で退任を余儀なくされる委員も多く、組織としてノウハウ継承を困難にしている。
・人権ニーズの多様化・高度化に伴い、委員の活動負担が増大しているが、法律に「無報酬」の原則が規定されているため、人材確保の観点から時代にそぐわない制度設計となっている。
・法務局における相談業務が複雑化する中、国による伴走支援の強化などなど、国の事業としての責務を果たしつつ、国・委員・自治体との役割分担を見直す必要性が生じている。
※令和８年５月２９日長野地方法務局松本支局へ要望書提出</td></tr>
<tr><td>**関係法令**</td><td colspan="4">人権擁護委員法</td></tr>
</table>